

ケアハウス共愛の里 重要事項説明書

当施設は、ご契約者に対してサービスの提供をするにあたり、施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	1
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当施設が提供するサービスと利用料	2
6. 施設ご利用の際に留意いただく事項	4
7. 苦情の受付について	6
8. 非常災害対策	6
9. 虐待防止について	7

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 共愛会
- (2) 法人所在地 愛知県名古屋市中川区下之一色町字権野 108 番地の 4
- (3) 電話番号 052-302-8011
- (4) 代表者氏名 理事長 横江 公美
- (5) 設立年月 平成5年3月

2. ご利用施設

- (1) 施設の目的 ケアハウス共愛の里は、国が定める「軽費老人ホーム設置運営要綱」に基づき心身共に充実した明るい生活を送ることが出来るよう、各種のサービスを提供します。
- (2) 施設の名称 ケアハウス共愛の里
- (3) 施設の所在地 愛知県名古屋市中川区下之一色町字権野 108 番地 6
- (4) 電話番号 052-302-8029
- (5) 施設長(管理者) 氏名 渡邊 宏美
- (6) 当施設の運営方針 高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性の尊重を基本として、入居者が明るく心豊かな生活が出来よう、食事の提供、入浴の準備、相談機能の充実、余暇活動の援助、疾病・災害等緊急時の対応等を十分に行う。

また地域とのつながりを大切に心の通った交流を図り、地域に密着したものにしていけることを目指します。

(7) 開設年月 平成11年4月

(8) 入所定員 16名

3. 居室の概要

入居者定員16名

設 備	室数	備 考
居 室	16室	概ね22㎡
談話・娯楽・集会室	1室	42.75㎡
食堂(共同)	1室	69.25㎡
浴 室	1室	17.49㎡
洗濯室	1室	洗濯機・乾燥機各々2台

4. 職員の配置状況

<主な職員の配置状況>

職 種	人数	専従	兼務
1. 施 設 長	1		1
2. 生活相談員	1	1	
3. 介 護 職 員	2	2	
4. 栄 養 士	1		1
5. 事 務 員	1		1

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 施 設 長	9:00~17:30
2. 生活相談員	早番: 7:00~15:30
3. 介 護 職 員	日勤: 9:30~18:00
4. 栄 養 士	9:00~17:30
5. 事 務 職 員	9:00~17:30

5.入居者に提供するサービス利用料等

<提供するサービス>

相談・助言	・施設職員は、入居者から生活全般の諸問題について相談を受けた場合は、誠意をもって対応し適切な助言を行います。
-------	--

	<p>又、必要に応じて各種のサービス等との連携を十分に図り、その有効な利用について積極的に援助を行います。</p>
食事の提供	<ul style="list-style-type: none"> 入居者に対する食事の提供は、栄養と衛生に留意して行います。但し、あらかじめ食事をしない旨の連絡があった場合は提供しません。 栄養士の立てる献立表により、栄養並びに入居者の嗜好を考慮した食事を提供します。 食品の保管には、腐敗・変質しないよう適切な措置を講じます。 食事は、原則として、食堂で所定の時間に提供します。
入浴	<ul style="list-style-type: none"> 共同浴室における入浴は、週5日とし、施設職員は、入居者が定められた時間帯に入浴できるよう準備を行います。 原則として、個別の入浴介助は行いません。
生活援助	<ul style="list-style-type: none"> 施設職員は、入居者に対する日常生活上の援助は、原則として行いません。 施設職員は、入居者が身体状況の変化等によって日常生活上の援助を必要とする状態になった場合は、適切な在宅サービス等を利用できるよう、関係機関への連絡等の必要な対応を行います。
緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 協力病院は、別記医療機関を定めています。 入居者が、あらかじめ緊急連絡先を届けている場合は、速やかに連絡します。その他、必要に応じて医療機関等への連絡を行います。 全館一斉放送設備の活用により緊急の連絡が速やかにできるものとします。 入居者の緊急時に対応できる職員体制の整備と関係機関との連携に努めます。
夜間の管理体制	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、宿直者が行います。
保健衛生	<ul style="list-style-type: none"> 入居者に健康診断の機会を提供し、その記録を保存する等、日常における健康管理に配慮します。 入居者の健康管理に常に留意し、健康の保持・疾病の予防に努めます。
自主活動への援助	<ul style="list-style-type: none"> 入居者は、施設の共用設備を使用して、自主的に趣味教養活動やクラブ活動、行事等を行うことができます。 施設職員は、運営規定、契約書、入居者心得等諸規定に反しない範囲で、助言や援助に努めます。

レクリエーション行事	<ul style="list-style-type: none"> 生活がより快適なものとなるよう、各種行事、クラブ、レクリエーション等の実施に努めます。
------------	---

<利用料等>

- ・利用料は、市の定める要綱等に基づき、生活費、事務費、管理費を合算した額とし、毎月請求します。(別表)
- ・居室で使用した水道の使用料は、使用量に応じて利用料とともに請求します。
- ・在宅サービス利用等に伴う費用は、入居者の負担となります。
- ・レクリエーション行事等にかかる費用は、必要に応じて入居者の負担となります。

<協力医療機関>

医療機関の名称	共愛病院
所在地	名古屋市中川区下之一色町権野148番地の1
診療科	内科、耳鼻科、眼科、皮膚科、整形外科

6. 施設ご利用の際に留意いただく事項

入居者心得	入居者にお渡しする「ケアハウス共愛の里心得」を遵守して下さい。
来訪・面会	来訪された時は、事務所前の面会簿に記入をして下さい。 面会時間 午前8時から8時まで
外出・外泊	外出の際は、職員に行き先をお知らせ下さい。また、食事を取り止める時は、早めに欠食届に記入、提出をして下さい。 外泊の際は、必ず外泊届を提出して下さい。
医療機関への受診	医療機関への受診は、基本的に入居者ご本人に行っていただきます。受診の付き添い・入院手続き等必要な場合は、身元保証人に対応していただきます。 *緊急時には施設職員が対応後、身元保証人に連絡致しますので、連絡後は速やかな対応をお願いします。
迷惑行為等	騒音等、他入居者に迷惑になる行為は、ご遠慮願います。 犯罪等、法律に触れる行為をした時は、退去していただく場合もあります。
宿泊	原則として来訪者を居室に宿泊させることはできません。 止むを得ない事情により、近親者を居室に宿泊させる場合は、施設長に書面にて届け出て、承認を得て下さい。
ペットの飼育	居室及び敷地内において、ペットの持ち込み、飼育はお断りします。
環境の整備	常に居室を清潔に整理整頓して、良好な環境と衛生の保持に努めるとともに、施設内外の環境整備にも協力して下さい。

宗教活動・政治活動	施設内における宗教活動及び政治活動等は、ご遠慮下さい。
ハラスメント行為	<p>ご契約者またはご契約者の家族等が事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等に対して下記の例のようなハラスメント行為（身体的ハラスメント、精神的ハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント及びこれに類似するハラスメントを含む）を行い、改めるよう催告されたにもかかわらず改めなかった場合、契約解除となる場合があります。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>身体的ハラスメント 蹴る、叩く、つねる、引っかく、物を投げつけるなど</p> <p>精神的ハラスメント 大声で威嚇する、怒鳴る、契約以外のサービスを強要する</p> <p>セクシャルハラスメント 必要なく手・足等を触る、性的な言葉を投げかけるなど</p> <p>カスタマーハラスメント</p> <p>① サービス提供範囲を超えた不当な要求 利用契約に定められていないサービスの提供を繰り返し要求し、従業員に心理的負担を与える行為（例：私的な依頼や個別の特別対応）。</p> <p>② 暴言や脅迫等による威圧的な言動 従業員の人格や職務を否定する発言、暴力的・脅迫的な表現を用いて威圧する行為（例：「訴える」「辞めさせる」といった言動）。</p> <p>③ 過度なプライバシー侵害 従業員に対し、個人情報聞き出す、またはプライベートな関与を強要する行為 （例：「住所を教えろ」「LINEを交換しろ」など）。</p> <p>④ 反復的な苦情や批判による圧迫 業務改善を名目に非現実的な改善要求を繰り返し、不満を執拗に表明する行為 （例：同じ内容の苦情を短期間に複数回繰り返す）。</p> <p>⑤ 施設運営を妨害する行為 他の利用者や職員に迷惑をかける行為、または業務の進行</p>

	<p>を妨げる行為 (例：施設内での大声や暴れる行為)。</p> <p>前項に関わらず、ご契約者または利用者の家族等が事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等に重大なハラスメント行為を行い、契約を継続することが困難と認められる時には、催告することなく直ちに解除となることがあります。</p>
--	---

7. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

【職名】 生活相談員 間惣 善信

【職名】 施設長 渡邊 宏美

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～17：30

○第3者委員 監事 佐藤 慶司
江場 昭夫

(2) 行政機関その他苦情受け付け期間

名古屋市 中川区役所 介護保険担当課	所在地 名古屋市中川区高畑一丁目223 電話番号：052-363-4417・FAX：052-352-7824 受付時間：9：00～17：00
国民健康保険団体連合会 苦情調査係	所在地 名古屋市東区泉一丁目6番5号 電話番号：052-971-4165・FAX：052-962-8870 受付時間：9：00～17：00
愛知県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 名古屋市中区丸の内二丁目4-7 電話番号：052-212-5515・FAX：052-212-5514 受付時間：9：00～17：00

8. 非常災害対策

震災時の災害を予防する為、次の事項を実施するものとする。

(1) 日常の地震対策

- ア ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。
- イ 窓ガラス、看板、広告塔等の落下、飛散防止措置を行う。
- ウ 処置室の薬品棚には薬品類等の転倒、落下防止措置を行う。
- エ 火気使用設備・器具からの出火防止措置を行う。

- オ 危険物等の流出、漏洩措置を行う。
- カ 高所に置かれた重量物は低所に移動する。
- キ 震災用の備蓄品を確保すると共に、定期的に点検する。

(2) 一年に2回の消防・避難訓練を実施する。

9. 虐待防止について

施設は虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- ① 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- ② 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施する。
- ④ 上記①から③までの措置を適切に実施するための担当者を置く。

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

令和 7 年 6 月 1 日

入居者 住所

氏名

印

身元保証人 住所

氏名

印